

八王子市立柵田中学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法(H25)
いじめ防止等のための基本的な方針(H29改定)
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(H29)
不登校重大事態に係る調査の指針(H28)
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例(H26)
東京都いじめ防止対策推進基本方針(H26)
- 東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】(R3)
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例(H29)
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針(R3.2月改定)

八王子市立柵田中学校 いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
「いじめが、どの学校、どの学年・学級にも起こり得る」という認識に立ち、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者等の関係者と連携を図り、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組む。
- 令和7年度の重点項目
未然防止：個に応じた分かりやすい授業。深い生徒理解に基づいた生徒指導。
早期対応：「重大事態」に至らないよう早期解決に努める。

令和7年度はいじめの防止等に向けた課題

- 昨年度は重大事態に至る事例はなかったが、今年度もいじめに対して早期に対応し、解決を図る。
- 昨年度のアンケートで「相談できる大人がいない」生徒が複数あった。「相談できる大人がいない」生徒ゼロを目指す。
- 生徒が安心・安全に学校生活を送れるように、個に応じた分かりやすい授業を目指す。また、個々の生徒に対する深い理解に立った生徒指導を目指す。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週月曜日 14時45分から
- 構成員 校長、副校長、各分掌主任、学年主任、特別支援教室主任、養護教諭
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断、校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し等

いじめ対応の流れ

- 未然防止：生徒が相談しやすい環境、関係づくりを目指す。
個に応じた分かりやすい授業、深い生徒理解に基づいた生活指導を心がける。
「相談できる大人がいない」生徒ゼロを目標にする。
- 早期発見：生徒の些細な変化や兆候も見逃さない。
- 早期対応：「重大事態」に至らないよう適切に対応する。

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月 2日 「要配慮生徒(健康面)の情報交換」
- 4月 3日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解、生徒情報共有」
- 7月14日 「Q-U分析①」学年で分析の共有
- 7月18日 「Q-U分析②」全体で1回目の共有
- 12月22日 「Q-U分析③」学年で分析の共有
- 12月25日 「Q-U分析④」全体で2回目の共有、成果の共有

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組など

いじめの防止等に関わる取組

- 1年生においては、いじめ防止プログラムに基づく授業を行い、アンガーマネジメントについて学ぶことで、人間関係を良くする方法を学ばせる。
- 2年生においては、講師によるいじめ防止の授業を行い、具体的な対策の方法を考え、実践力を高めさせる。
- 年2回のハイパーQ-Uを活用し、学級経営の改善を行い、いじめの起こらない環境を整えていく。

SOSの出し方に関する授業

- ・7月18日にSOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料「自分を大切にしよう」を視聴し、自分が辛いときの対処法を学ばせる。
- ・また、日常的に生徒の発するSOSをアンテナ高く感じ取るために、いじめ防止チェックシートを活用する。また、生徒対象のいじめに関するアンケート調査を毎月行い、いじめの早期発見・解決を目指す。

いのちの大切さを共に考える日の取組

- ・6月23日の全校朝礼にて、校長講話で『いのちの大切さを共に考える』ことについての講話があり、その後、道徳の授業の内容に絡みながら、振り返りワークシートを実施する。
- ・9月24日に道徳授業地区公開講座にて、『生命尊重』に関するテーマで道徳の授業を実施する

生徒の自己肯定感を高める取組

- ・生徒が主体的に活動できる機会を設ける。そのために、事前指導を充実させ、適切に振り返りをする。
- ・話し合い活動では多様な考え、新たな見方や考え方を受け入れ、一人一人の考えや活動のよさを認め合う場を設ける。
- ・部活動や行事での縦割り活動などで、上級生の指導により下級生が信頼感を増す場を設ける。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所や子ども家庭支援センター、SSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・生徒や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。